

熊本県監査委員公告第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、令和2年（2020年）6月15日、16日及び7月28日に実施した企業局の定期監査結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年（2020年）8月7日

熊本県監査委員	福 島 誠 治
同	竹 中 潮
同	岩 下 栄 一
同	山 口 裕

1 監査対象期間

令和元年度（2019年度）

2 監査の主眼

- （1）財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。
- （2）経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

3 監査の結果

財務事務の執行及び事業の経営管理については、おおむね適正であると認められたが、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項は次のとおりである。

（1）工業用水道の断水について

八代工業用水道配水管漏水補修工事において、受水企業への給水に影響がないように漏水補修を施工すべきところ、工事施工に係る調査が不十分であったため、実際の給水ルート上の配水管を不使用ルート上の配水管と誤認して切断し、漏水補修を施工した。

また、施工後の通水確認も行わなかったため、施工完了の翌日に受水企業から給水がない旨の連絡があり、工業用水の断水が判明した。

配水管路の適切な現状把握を行うなど固定資産の管理を徹底するとともに、工事施工に当たっては、事前に十分な調査・確認を行い、断水等の事故防止に努めること。

（参考）

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">（1）法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの（2）未収金解消対策が的確に講じられていないもの（3）予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの（4）故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの（5）経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの（6）事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの（7）前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの |
|--|